

第9期

(令和6～8年度)

新温泉町

概要版

高齢者保健福祉計画
及び介護保険事業計画



令和6年3月
新温泉町

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国において、2025年は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる年であり「5人に1人が75歳以上」という超高齢社会が到来します。また、2040年には、団塊ジュニア世代（1971～74年生まれ）が65歳以上となるため、高齢者は約3,930万人（高齢化率34.8%）に達すると推計されています。

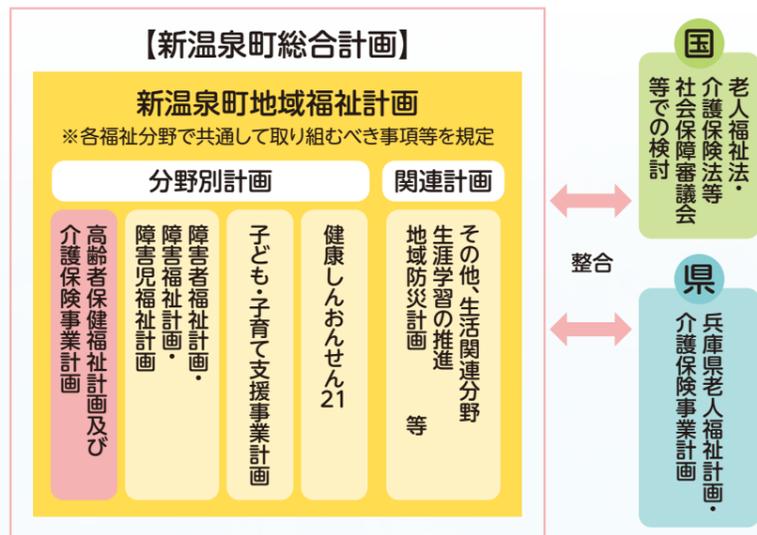
本町においても高齢化は進んでおり、後期高齢者（75歳以上）の増加に伴って要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。

「第8期新温泉町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりを推進してきました。

新たな計画となる「第9期新温泉町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）（以下「本計画」という。）では、こうした背景を受け、地域住民、事業所、行政の協働により構築されてきた地域包括ケアシステムを中長期的な視点から持続可能な形で深化・推進するために策定します。

2. 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき、介護保険事業の円滑な実施に関して定める計画です。本計画では、両計画を一体的に策定します。



3. 計画の期間

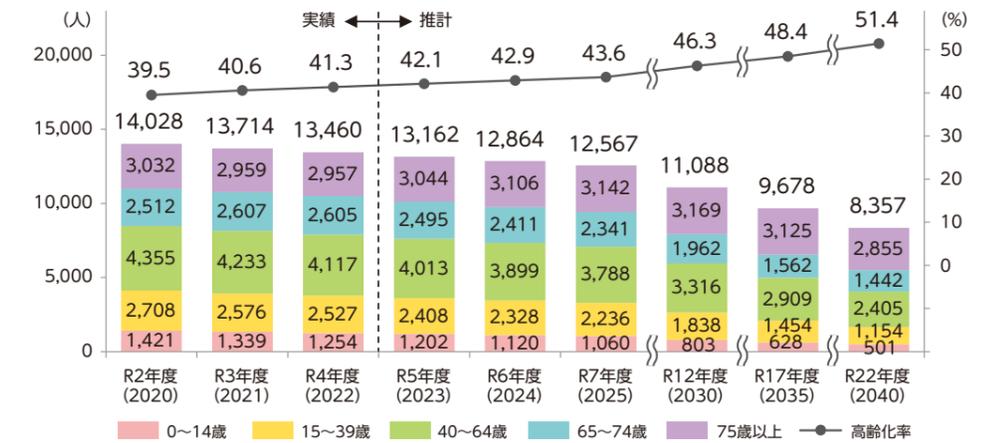
本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間としますが、人口推計及び介護給付費等の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和22（2040）年度までの長期展望を示すこととします。

高齢者を取り巻く現状

1. 人口の推移と推計

本町の総人口は減少で推移しており、それに伴って少子高齢化も進行しています。令和4年10月1日時点では、高齢者（65歳以上）は5,562人、高齢化率は41.3%となっています。

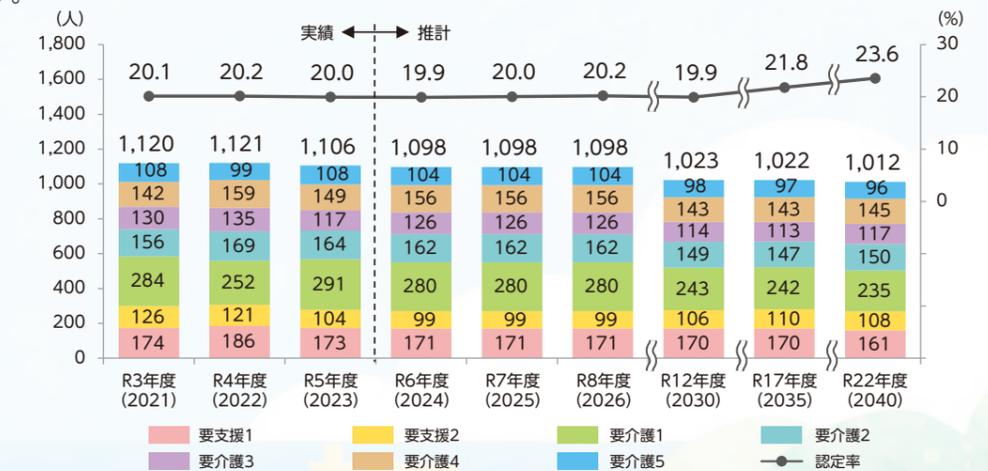
今後、高齢化率は中長期的に緩やかな上昇が見込まれており、特に後期高齢者（75歳以上）数については、令和12年頃まで増加し、以降も高止まりが予測され、将来的に高齢化が更に進むことが懸念されます。



資料：令和2年度～令和4年度：住民基本台帳（各年10月1日時点）
 令和5年度～令和22年度：コーホート変化率法による人口推計

2. 認定者数及び認定率の推移と推計

令和5年（9月月報値）では、認定者数は1,106人となっています。今後、後期高齢者数の高止まりが見込まれていることから、高齢者数自体は減少していくものの、認定者数は令和8年度まではあまり変わらず、それ以降もやや減少するものの、ほとんど横ばいのまま中長期的に推移する見込みとなっています。



資料：令和3年度～令和5年度：介護保険事業状況報告
 令和6年度～令和22年度：見える化システムによる自然体推計

計画の理念と体系

1. めざすまちの姿

共に支え合いながら温もりあふれ安心して暮らせるまち

2. 基本方針

● 基本方針1 地域における包括的支援の推進 ●

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の包括的な提供体制の構築と、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や地域での助け合い・支え合い等の仕組みづくりを推進することが必要です。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、その中核機関となる地域包括支援センターの機能の充実を進めるとともに、多職種、関係機関が連携するネットワークを強化し、本町に暮らす高齢者等の生活を包括的・重層的に支援する体制を推進します。

● 基本方針2 健やかに暮らせる地域づくりの推進 ●

高齢者が「フレイル」状態から介護状態になることを防ぎ、健康寿命の延伸を図るためには、青年期・壮年期からの生活習慣病の予防や、高齢期における介護予防を取り入れた健康づくりに取り組むことが重要です。そのため、住民一人ひとりが自らの健康に関する意識を高め、望ましい生活習慣を身につけ、疾病予防や生涯にわたる健康づくりを進める必要があります。

介護の原因となる疾病の把握と予防に努めるとともに、地域における介護予防教室等やリハビリテーションの実施を推進します。また、社会的役割を持ち続けることが重要であるため、自らの経験や知識を活かし、自己実現を図れるよう、高齢者の生きがいづくりを支援する取組を行います。

● 基本方針3 介護サービスと制度の円滑な運営 ●

持続可能な介護保険事業の維持のため、介護人材の確保や介護事業所との連携強化を図ることにより、要介護状態になっても、必要なサービスや支援を受けながら安心して地域で暮らし続けられる体制の維持・向上に努めるとともに、サービスが適切に利用できるよう情報提供・相談支援体制の充実に取り組む必要があります。

介護サービスの提供体制の適正な整備をめざすとともに、適切な要介護認定や適正な介護給付に取り組み、介護保険財政の一層の健全性の確保と制度の安定運営に努めます。また、利用者自らが質の高いサービスを選択できるよう、介護保険サービス等に関する情報提供や相談支援体制の充実のほか、低所得者に対する費用負担軽減の配慮等、住民が安心してサービスを利用できる制度運営に努めます。

施策の展開

基本方針1 地域における包括的支援の推進

1-1 地域包括支援センター機能の強化

高齢者に関する総合相談窓口であり、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センター（町の直営型）の機能強化を図ります。

施策・事業	● 相談支援体制の強化	● 地域包括支援センターの体制強化
	● 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	● 介護予防ケアマネジメント業務
	● 権利擁護業務	● 地域ケア会議の充実

1-2 在宅医療・介護連携の推進

行政や地域の医療機関、介護従事者等との連携が一層必要となります。高齢者が自分らしく安心して在宅生活を過ごすため適切な医療・介護のサービスを選択できるように、在宅医療・介護連携の強化に努めます。

施策・事業	● 入退院支援にかかる連携の強化	● 日常の療養支援における認知症対応力の強化
	● 効率的な在宅医療・介護サービス提供体制の構築	
	● アドバンス・ケア・プランニング（ACP）普及啓発の継続	
	● 在宅医療・介護連携にかかる関係機関等との連携強化	

1-3 認知症対策の推進

認知症に対する正しい理解が町全体に広がるよう、認知症施策推進大綱及び「地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、様々な機会により普及・啓発を実施するとともに、認知症本人や家族の視点を重視し、認知症の人の権利や意思が尊重される環境づくりに努めます。

施策・事業	● 認知症予防と早期発見・早期対応の推進	● 認知症医療介護体制の充実
	● 認知症地域支援ネットワークの強化	● 認知症当事者、家族支援の強化

1-4 高齢者を支える地域の体制づくり

高齢になっても在宅で自立した生活を送ることができるよう、「介護予防・生活支援サービス事業」によるサービス提供体制を見直し、介護予防・自立支援を促進します。日常生活圏域ごとの地域課題を分析して具体的な解決や支援につながる取組を進めていきます。

施策・事業	● 介護予防・生活支援サービス事業の実施	● 生活支援体制整備事業の展開
	● 在宅福祉サービスの提供	● 高齢者を介護する家族への支援の充実
	● 高齢者の住環境の整備	

1-5 権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が不十分な人の権利を守るため、法律面や生活面で本人を支援する「成年後見制度」や、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」の普及と利用の促進を図ります。

施策・事業	● 権利擁護支援体制の整備	● 高齢者虐待防止に向けた普及啓発と早期発見
	● 防犯対策と消費者被害の防止	

1-6 安全・安心な生活環境の充実

高齢者が犯罪や災害、事故等の被害者とならないように、関係機関や地域団体等の連携・協力により安心して生活できる生活環境の整備や地域づくりを推進することが必要です。

施策・事業	● 高齢者の見守り	● 緊急通報体制の推進
	● 災害にかかる高齢者支援体制の強化	● 感染症対策の推進

基本方針2 健やかに暮らせる地域づくりの推進

2-1 健康づくりと介護予防の推進

本町では、引き続きあらゆるライフステージに応じた、健康増進事業を推進します。また、関係機関と連携し、地域住民の主体的な介護予防活動を支援します。いきいき百歳体操を事業の核とし、高齢者が生きがいや役割を持って地域生活が継続できるよう支援し、健康寿命の延伸を目指します。

- | | | |
|-------|---------------------------------|-------------------|
| 施策・事業 | ●健康の維持・増進に向けた取組 | ●介護予防把握事業の推進 |
| | ●介護予防普及啓発事業の推進 | ●地域介護予防活動支援事業の推進 |
| | ●地域リハビリテーション活動支援事業の推進 | ●保健事業と介護予防の一体的な取組 |
| | ●保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金を活用した取組 | |

2-2 生きがい活動と社会参加の促進

スポーツ・レクリエーション、講座・教室等、様々な生涯学習活動を展開し、健康増進と生きがいづくりを推進します。また、就労やボランティア活動等の情報提供や、参加へのきっかけづくりに取り組むとともに、すこやかクラブ活動の自主運営に対する後方支援を行います。

- | | | |
|-------|---------------|---------------------|
| 施策・事業 | ●すこやかクラブ活動の推進 | ●生涯学習活動の充実 |
| | ●就労機会の提供 | ●百寿・米寿・敬老・金婚祝福事業の実施 |

基本方針3 介護サービスと制度の円滑な運営

3-1 介護サービス提供体制の見直し

介護を必要とする人が適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービスの提供体制の見直しや情報提供を行います。さらに、全国的な課題である介護人材の確保・定着に向けた取組への支援により、本町における介護サービスの量と質の確保に努めます。

- | | | |
|-------|-----------------------|----------------------|
| 施策・事業 | ●介護サービスの基盤整備 | ●介護保険制度や各種サービスの周知 |
| | ●介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援 | ●介護人材の確保・定着に向けた取組の推進 |
| | ●介護保険サービス事業者への指導・助言 | ●事業者情報の開示と評価の推進 |
| | ●共生型サービス等への取組 | |

3-2 介護保険事業の適正な運営

今後、持続可能な介護保険事業を運営していくため、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、サービスを適切に提供できるよう、介護給付の適正化に取り組めます。

- | | | |
|-------|-------------|-----------|
| 施策・事業 | ●介護給付適正化の推進 | ●業務効率化の推進 |
|-------|-------------|-----------|



介護保険料の算定

1. 第1号被保険者（65歳以上の人）で負担すべき経費

国が提供する地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計によると、本計画期間では、第1号被保険者の保険料として約10億2,910万円が必要ですが、予定保険料収納率を考慮すると約10億3,024万円を徴収する想定で保険料を算定する必要があります。

(単位：円)

	合計	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
A 標準給付費見込額	5,507,829,384	1,851,529,067	1,826,311,124	1,829,989,193
B 地域支援事業費	258,726,708	86,219,363	86,242,236	86,265,109
C 介護予防・日常生活支援総合事業費	100,884,108	33,605,163	33,628,036	33,650,909
D 第1号被保険者負担分相当額	1,326,307,901	445,682,139	439,887,273	440,738,489
E 調整交付金相当額	280,435,675	94,256,712	92,996,958	93,182,005
F 調整交付金見込交付割合		8.07%	7.47%	7.33%
G 調整交付金見込額	427,672,000	152,130,000	138,937,000	136,605,000
H 財政安定化基金拠出金見込額	0			
I 財政安定化基金償還金	0			
J 保険者機能強化推進交付金等交付見込額	19,968,000			
K 準備基金の残高(R5年度末の見込額)	234,626,000			
L 準備基金取崩額	130,000,000			
M 保険料収納必要額	1,029,103,576	D+E-G+H+I-J-L		
N 予定保険料収納率	99.89%			
O 予定保険料収納率を考慮した必要額	1,030,236,836	M÷N		

2. 第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料

本計画期間の予定保険料収納率を考慮した必要額（約10億3,024万円）をふまえて、介護保険事業にかかる給付費及び被保険者数等をもとに計算した第1号被保険者の保険料は、次のとおりです。

予定保険料収納率を考慮した必要額
約10億3,024万円

↓
所得段階別加入割合補正後被保険者数
(基準額の割合によって補正した令和6年度～令和8年度までの被保険者数)
15,780人

年額保険料基準額 65,400円 (月額5,450円)

介護保険料基準額（年額）の内訳

(単位：円)

所得段階	対象者	基準額に対する割合 (実質負担割合*)	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している人、または、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.455	29,760
		(0.285)	18,640
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.685	44,800
		(0.485)	31,720
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.690	45,130
		(0.685)	44,800
第4段階	同じ世帯に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	58,860
第5段階	同じ世帯に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	【基準額】	65,400 (月額5,450)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	78,480
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	85,020
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	98,100
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	111,180
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	124,260
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	137,340
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	150,420
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	156,960

※10円未満切り上げ。

※実質負担割合は公費による負担軽減をした場合の割合です。

※第1段階から第3段階までの保険料については、国・県・町の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」に伴い、実質の負担割合が軽減されます。

発行：新温泉町健康福祉課

住所：〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1

TEL：0796-82-5620 FAX：0796-82-2970

発行年月：令和6年3月